

第 2 回

新宿区障害者施策推進協議会

平成31年3月27日（水）

新宿区福祉部障害者福祉課

午前 9時58分開会

○障害者福祉課長 皆さん、おはようございます。年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は障害者福祉課長の太田でございます。本日は平成30年度の第2回の新宿区障害者施策推進協議会です。どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日の委員の出欠状況について御報告いたします。御欠席の連絡をいただいておりますのは、力武委員、星野委員、それから、山田（篤）委員、小山委員、吉村委員、高橋委員ということで、定足数には達しておりますので、会は成立しているということを御報告させていただきます。

続いて、本日の資料の確認をいたします。

○福祉推進係主事 福祉推進係、諏方でございます。

本日は、事前配付資料といたしまして、次第、それから、資料の1番としまして、第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画の成果目標管理シート（案）と7枚つづりのものがございます。それから、資料2、カラーのA4横のもので、新宿区成年後見制度利用促進基本計画についてという資料でございます。資料3、平成31年度障害者生活実態調査概要案と、別紙でA3の28年度の実績概要が掲載されたものがございます。資料4、平成31年度障害者生活実態調査及び協議会開催スケジュールというA4の横の資料でございます。資料5、平成30年度より開始した新サービスの実績一覧というA4、1枚縦のものでございます。資料6、平成31年度障害保健福祉関係部署新規・拡充等事業概要がございました。

また、本日机上には名簿、席次表のほか資料1の差しかえということで小さな附箋を張ってございますが、差しかえの資料を御用意してございます。それから、冊子といたしまして、障害者総合支援法に基づくサービス利用ガイド、障害のある人を地域で支えるための社会資源マップ第4版、平成30年障害福祉の手引の3冊を置いてございます。それから、脇のほうに閲覧用といたしまして、新宿区障害者計画と前回の調査の実績をまとめました平成28年の障害者生活実態調査の全体版がございます。

過不足等ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

それから、マイクの使い方でございますけれども、お手元の目の前にございますマイク、発言のボタンを押していただきますと緑色に光りますので、光りましてから発言のほどお願いいたします。終わりましたら、もう一度発言のボタンを押していただきますとマイクが切れますので、よろしく願いいたします。

あわせて、席札なんですけれども、皆さん、前のほうに内側に向けていただきますように、

御協力のほどよろしくお願ひいたします。

本日の会議は公開とさせていただきますので、事前に録音等をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○障害者福祉課長 それでは、村川会長、議事のほうの進行、お願ひいたします。

○村川会長 改めまして、おはようございます。それでは、早速、平成30年度第2回の新宿区障害者施策推進協議会を始めさせていただきます。

お手元に議事次第がおありかと思いますが、本日は大きく2点、第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画の評価方法について及び、2つ目の議題としまして、第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画の策定について、あと、その他報告事項も予定をされております。

それでは、早速、第1の議題であります第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画の評価方法につきまして、それでは、事務局から資料説明等をお願ひいたします。

○福祉推進係主事 では、事務局でございます。

お手元には差しかえ版の資料1、第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画の成果目標評価管理シートを御用意ください。

今回、差しかえさせていただきました大きな点といたしましては、2枚目をおめくりいただきますと、協議会等の意見というところで、たたきの案が入っております。その点が、ほかの目標もそうなんですけれども、大きな違いでございます。

まず、1ページ目の目標1から順番に御説明を申し上げます。

目標1、障害児支援の提供体制の整備等というところでございますが、こちらは今年度より新しく始まりました第1期障害児福祉計画で新たに制定した目標になってございます。

目標(1) 障害発達支援センターの整備、目標(2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備、目標(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保、目標(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、以上4つの目標に関しまして、それぞれ成果目標を立てさせていただいた上で行ってまいりました。

2ページ目の評価をごらんください。こちらに関しては、まだ平成30年度途中でございしますので、書けるところまでとなつてございます点はあらかじめお断りさせていただきますけれども、現段階で書けるところまで書かせていただいております。あわせて、協議会等の意見に関しましても現段階で書ける暫定的な案を書かせていただいておりますので、こちらもごらんいただければと思います。

3 ページに移ります。

目標 2、福祉施設の入所者の地域生活への移行でございます。

目標（1）平成28年度末時点における施設入所者のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人数を10名以上とします。目標（2）平成28年度末の施設入所者総数の210名を超えないことを目標とします。

これに関しても先ほど同様に評価、それから協議会等の意見を書かせていただいております。

めぐりまして4ページをごらんください。

目標 3、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。

こちらの目標といたしましては、保健・医療・福祉関係者の協議の場として、新宿区精神保健福祉連絡協議会を位置づけ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行っていきます。

というところで、活動指標及び評価、協議会等の意見を書かせていただいております。

おめぐりいただきまして、5ページをごらんください。

目標 4、地域生活支援拠点の整備。

こちらは目標といたしましては、平成29年度中に構築した地域生活支援体制の充実を図っていきます。

というところで、活動指標、評価、協議会等の意見を暫定的に書かせていただいております。

6ページをごらんください。

目標 5、障害者就労支援施設等から一般就労への移行でございます。

目標（1）平成32年度までに区内就労支援事業所における一般就労者数を年間40名以上とします。（2）平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数を84名以上とします。（3）就労移行率が3割以上の区内の就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指します。それから、目標（4）、こちらは途中で文字が切れてしまっておりますけれども、（4）といたしましては、区内就労定着支援事業所の利用者について、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とします。こちらに関しては、計画書の165ページに詳細な記載がございますので、こちらで代えさせていただきます。申しわけございません。

これに関しても評価及び協議会等の意見ということで暫定的なものを書かせていただいております。

おります。

繰り返しになりますが、こちらは本日暫定的なもの、現段階でのものとして挙げさせていただきましたが、詳細な確定に関しましては新年度1回目の協議会でまた改めて御報告できればと思っております。

事務局からは以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画の成果目標評価管理シート（案）ということで、これは東京都を通じて、経由しまして厚生労働省に提出をされるということですが、具体的な目標としては5点ほどございました。また、その中に幾つか細かい規定もございます。

実は、きょうの協議会に先立ちまして、私のほうで僭越ですが打ち合わせをさせていただきまして、各5つあります目標に対する評価欄については、基本的に区役所のほうで御執筆をいただき、協議会等の意見については私のほうで、あくまでも案ということで書かせていただきましたが、それでは順次、5つありますので、1番の障害児支援の提供体制の整備等というところから各委員の皆様方から御質問、あるいは御意見をお出しいただければと思います。どうぞ。

よろしければ、この関係、池邊委員さん、あるいは立原委員さん、何かございましたらどうぞ。

○池邊委員 質問に関して、2ページ目に入ってもよろしいでしょうか。

協議会等の意見で、やはり目標（4）の医療的ケア児支援のための関係機関の協議等については取り組みが進行しており、評価されます。なお、重症心身障害児及び医療的ケア児については、さらに多職種協働など効果的な取り組みが期待されていますというところで、やはり訪問看護師さんの数が足りないということで、支給決定されてもなかなか利用が進まないとか、あと、設定されている時間ではやはりもう少し利用したいという意見があることは会の中でも聞いております。そちらも反映していただければと思います。

よろしく願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。

訪問看護のサービスが不足しているということかと思えます。

それでは、志岐委員さんから手が挙がっております。どうぞ。

○志岐委員 志岐でございます。

基本的なことですけれども、これは、このスタイルは、この評価のところはこの協議会の評価ということで、評価の主体は協議会ということになるのでしょうか。

それと、その協議会の意見、これの意見はこの評価と、その場合、もし先ほどの評価が協議会が主体となる評価であって、そして、あわせてその協議会の意見ということになると、その評価と意見の考え方の違いというのを教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○村川会長 これは、全体としては先ほども申しましたように東京都を經由して厚生労働省に提出されるということですから、全体としては区の実施責任、区役所として提出される公的な資料ということかと思いますが、個別的には今、志岐さんからお話がありました、評価については区役所としていろいろと取り組まれてきた経過について、この大きく5つの目標をそれぞれに沿って具体的に展開をしていただいて、ただ、きょうこのような形で提示されておりますので、この協議会として、あるいは各協議会委員の方から御質問があればそれを遠慮なく出していただいて答えを出していただく。あるいは評価欄に書いていることについて訂正といいますか、修正すべき点がもしあれば、そこも遠慮なくお出しただいていいのかなと。

ただ、次の協議会等の意見ということで、新宿区においては協議会がこのように持たれておりますので、この点は私どもといいますか協議会として意見を取りまとめて、僭越ですが私のほうでとりあえず下書きをさせていただきましたが、この後、各委員からこれはおかしいぞということがあれば遠慮なくお出しただいた上で整理をさせていただくと。

ただ、最終的に評価欄と協議会の意見がひどく食い違うことはないのかなとは思いますが、仮にあればそれは調和をとって、曖昧にはいけません、論点をはっきりさせた上で整理するというようなことかなと思います。

ですから、あとは御遠慮なく具体的なところで御意見をお出しただければと思います。

○志岐委員 わかりました。

○村川会長 というふうに私のほうで説明してしまいましたが、何か。

はい、どうぞ。

○障害者福祉課長 今回お示ししております成果目標の評価管理シート（案）ということでございまして、実際に決定させていただくのは翌年度の第1回のこの協議会の中で決めさせていただくということで、現時点でまだ年度終わっておりませんが、現時点での評価を記入させていただいております。

先ほど会長からもお話がありましたように、評価につきましては区のほうで目標に対しての評価ということで記入をさせていただいて、そこで協議会からの御意見を賜りまして、最終的に翌年度の第1回で成案させていただくというような形で進めさせていただきたいと思っております。

○志岐委員 わかりました。

○村川会長 ほかにいかがでしょうか。

立原委員さんは、特によろしいですか。

○立原委員 立原でございます。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場ということですが、設置されたということではよかったなと思っております。

近年、医療的ケア児といえましても元気な、歩けるような、例えば気管切開をしているけれども体はとても元気で保育園に通っているとか、あるいは、知的障害の特別支援学校に医療的ケアのあるお子様が入ってこられるというケースが最近ふえておりますので、ぜひそうした場に、ちょっとこちらのメンバーがどういった方が把握できていないんですけれども、知的関係の方も入れていただくとありがたいかなと思います。

よろしく願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。

今、立原委員さんからありましたので、じゃ、事務局のほうでこの構成メンバーを、医療的ケア児支援関係機関連絡会ですか、これについてどんなメンバーをお願いします。

○障害者福祉課長 第1回の医療的ケア児支援関係機関連絡会、こちらのほうは1月22日に開催しております。構成員ですけれども、私ども障害者福祉課、それから保育課、保育指導課、子ども総合センター、新宿区の保健所、教育支援課、学校運営課というところで、子どもと障害にかかわるところの部署から出ておりますのと同時に、例えば教育関係者であれば新宿養護の先生、それから訪問看護ステーション、それから障害児の通所事業所として医療的ケアの受け入れをさせていただいている放課後等デイサービスの事業者さん、それから居宅介護事業所の方、それから生活介護事業所としては、あゆみの家というところから出席をいただいております。

今後の進め方としまして、来年度から年4回程度の開催を予定しておりますけれども、実際にはその医療的ケアにかかわるところでの医師ですとか、それから保護者の方ですとかというのをオブザーバーでお話を伺う機会を設けまして、課題等を共有していきたいというふ

うに考えているところでございます。

御指摘のように、近年、医療的ケアのあるお子さんというのも多様化と申しますか、いろんな方がいらっしゃるということも事実ですので、そちらのほうもこれら関係機関と情報共有をしていきたいと、そういうふうを考えてございます。

○立原委員 ありがとうございます。

○村川会長 よろしいですか、ありがとうございます。

それでは、まだ御意見等おありかと思いますが、時間的な関係もありますので、この目標1の関係につきましては、先ほど池邊委員さんからも御意見いただいておりますので、協議会等の意見の欄におきまして訪問看護サービスの充実などのフレーズを入れさせていただきます、調整を図ってまいりたいと思います。

それでは、資料1の3ページ目でございます目標2、福祉施設の入所者の地域生活への移行、この関係について御質問、御意見をお出しいただければと思います。

どうぞ。

これも関連の深いのはやはり立原委員さんかと思っておりますので、続けてお願いします。

○立原委員 立原でございます。

こちら、評価のほうを先に読ませていただいて、今、意見のほう、村川先生に書いていただいた意見も読ませていただきましたけれども、こちらにありますように、まず、地域移行といいますが、やはり受け皿がないと難しいということが大きく挙げられると思います。

それと、あと近年、本当にここ数年といいますか、本当に障害のある人の家族の高齢化といえますか、親子ともども高齢化して、さらに障害が重度化していくというようなことが周りでも見受けられておまして、本当にそれがどんどん進んでいるという感覚がしております。

そうしますと、本当に、こちらも評価のほうにももちろん書いていただいておりますけれども、親が倒れてどうしようとか、本人も住み慣れた新宿を離れて遠くの施設に急に行かされるということになっても、なかなか納得がいかないとか、そういったケースが見受けられているのが本当に現実なので、こちら、入所施設の整備を求められますと書いていただいて本当にありがたいなと思えました。今、国のほうでは重度の人はなるべくグループホームで、知的に関しては軽度の人にはできるだけひとり暮らしができるようにというような施策が進められておりますけれども、いきなりひとり暮らしというのも難しいですし、あと、地域移行といいますが、今入所しているその御本人にやっぱり本人の意思といえますか、意向をま

ず確認するためにグループホームで暮らしたいですかというふうに聞いたところで、本人はグループホームを体験したことがなければ、グループホームというものがどういったものかも想像ができないというところもありますので、やはり受け皿が必要だということを書いていただくというのは本当にありがたいなというふうに思っております。この目標、以前も申し上げましたけれども、この入所者総数の210名を超えないことを目標としますが、本当に何と申しますか。私の娘はシャローム南風に入れていただきましたけれども、シャローム南風は新宿区内にございますので、それは入所施設ではあるけれども、地域生活というふうに考えていいのではないかとこのように思っておりますので、その辺の考え方をどのようにしていくかというのを少し、東京ならではのとか新宿ならではの課題ではあるんですが、その辺、区としてどう考えるかというのを少し整備していてもいいのかなというふうに思っています。

この210人の中にシャロームの人数が入っているということ、そこに住んでいる人たちをまた地域にもし戻したとしても、そこにまた入る人がいると、もう減っていくことってないわけですね。なので、その辺の数字の、何かただ数字のやりとりだけになってしまうところでは余りよくないことかなと思いますし、本当に本人が希望して住みたいところに住むということが実現できるような形と申しますか、そういうことができるように評価して、実行して、改善していくというような形にさせていただけるとありがたいと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

お話がありましたように、障害のある御本人の年齢が高くなるということもありますが、介助・介護に当たる親御さんの高齢化というような背景があるなど、踏まえるべき点、ニーズと御本人たちがどう考えているのかということが大事かなということで、協議会の意見欄にも書かせていただきましたけれども、これは全体としては2005年に成立した、翌年2006年から実施に移されております障害者、当時の自立支援法ですね。現在の総合支援法というふうにタイトル、一部内容は変更がありましたが、基本的にはこの地域移行ということが国のほうから強く打ち出されているわけでありまして、初期においては東京都全体としてもまだ入所施設が不足気味なのではないかななどの捉えられ方もあったかと思いますが、差し支えなければ平野委員さん、いかがでしょうか。こういったあたりの地域移行、東京都全体でどんな動きがございますでしょうか。

○平山委員 やはりまだまだグループホームは足りないということもありまして、せんだってつくりました計画の中でもグループホームの増設というのは盛り込んでいるところです。

また、ちょうど私どものセンターのほうで自立支援協議会の事務局をやっているんですけども、地域移行ということを考えつつも、やっぱり移行はなかなか難しいということで、グループホームというものの重要性というのはやはり変わっていないものだというふうに思っております。

○村川会長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問、あるいは御意見ございましたら。

今井委員さん。

○今井委員 今井です。

3 / 7 ページの中で、評価の中で目標（2）については2行目で、既に目標達成は困難であるという表記をされているかと思えます。この時点で210名の目標を達成するということはかなり難しいということもありますし、先ほど来から村川会長であったり立原委員から、その協議会の意見の中の内容を評価して、地域のニーズに合わせて計画を改善していくべきであるというような御意見なども伺っておりますので、ぜひこの部分は反映できるような形で御検討いただければと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ、池邊さん。

○池邊委員 父母の会の池邊です。

グループホームのこれからももっとふえていくということの重要性は皆さんお話ししていただいたんですけども、やはりそこは新宿区という地域性もあって、土地が高いということで民間の法人がなかなか入ってこれないというところが1つネックなのかなと思っておりますので、新宿区のほうでそちらを支えるような仕組みを1つつくっていただくということにはできないのかなと常日ごろお願いしているところなんですけれども。

あと、なかなか、地域移行ということを考えますと昼間は自分の通いなれた通所の施設に通っていて、夜間にグループホームに住むということは、昼間のところから通うところが変わってしまう入所施設に入るよりは、地域移行という考えにもかなっていると思えますし、当事者の方もなれやすいのかなというふうに、入っている方を見ると私も感じておりますので、やはりそこはグループホームということが引き続き増設が必要だなというふうに考えるところなんです。

○村川会長 ありがとうございます。

今後の事柄についてもいろいろ御意見、御要望もおありかと思いますが、一旦、手続的には今見ていただいておりますこの成果目標の管理シートについては30年度、この3月31日までの経過ということで押さえていただきまして、また、4月以降、次の年度に入りましてからはまたさらに次の期の計画づくり、当面、調査等かと思いますが、そういうことで進んでいく流れもあるかと思っておりますので、その折、その入所施設をどうするのか、確保するとすれば池邊委員からお話がありましたような土地の問題等も当然あるかとは思っています。それは、これからの議論の中で深めていただければ幸いです。

それでは、一旦この関係については一区切りとさせていただきます、次の資料4ページのところでありますが、目標3、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と、この事柄について御質問、御意見を受け付けたいと思います。いかがでしょうか、どうぞ。

よろしければ加藤委員さん。

○加藤委員 先ほどお話にあった高齢者のケア、親が高齢化する8050問題と言われてはいますがけれども、そのことと、それから、地域移行でグループホームの位置づけというものを少し考えてみたらいいんじゃないかと私も思っております、大規模施設からは地域に帰れたら私もいいと思いますが、どうしても家庭で見るということを考えるよりは、その中間地点としてのグループホーム、そして精神の場合は、もしそこでうまくいったときに自立という形をとる方も結構いらっしゃいますので、施設の中にグループホームを少し特殊な形で統計をとるということもあっていいのではないかと思っております。

確かに池邊委員の指摘されたように、グループホームを何とかふやしていただいて、8050問題の解決とともにグループホームの重要性は増していると私も思っております。

○村川会長 ありがとうございます。

グループホームの重要性など御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

よろしければ熊谷委員さん、いかがでしょうか。

○熊谷委員 新宿区さんにおいては、この新宿区の協議の場を既に開催されておられるということですが、ちょっと1点、評価の部分で質問を申し上げたいのは、退院促進支援の状況によって地域包括ケアシステムの構築の評価を行うというんですけれども、これは具体的にどのように退院促進支援の状況などを区で把握していかれるのかなというふうなことが1つと、もう一つ、今の加藤委員のお話とも関係するんですが、実は、地域包括ケアシステムを考えるときは、確かに入院中の状態の方を地域に受け入れるという課題のほかに、今、地域にい

るさまざまな状態の方を取りこぼさず支援に入っただけのような仕組みづくり、例えば新宿区が先駆的に行っているアウトリーチには、今医療から離れてぐあいがちょっとよろしくないけれども、なかなか簡単に結びつかないような方を支援に受け入れるみたいなものの、いろんな面があるかと思うんですが、この質問として戻りますけれども、退院促進支援の状況によってというのはどのようにされるのかということ、その退院という課題以外の精神障害のある方の部分についてはどうされるのかなという、その2点、教えていただければと思います。

○村川会長 それでは、熊谷委員さんから御質問、2点ほど、退院促進とございましたので、あるいは、地域で生活されている方々への支援ですね。

はい、どうぞ。

○保健予防課長 保健予防課長です。

退院促進支援についてですが、区が把握していない医療保護入院等の区民に対して、退院支援をするために、都内精神科医療機関一覧に基づき、区保健師が退院支援を行う旨を記載した通知文を送付しています。精神保健福祉連絡協議会には、退院支援状況について報告をしています。

また、国が示した精神障害者の退院後支援に関するガイドラインに基づく、措置入院患者等の退院支援は来年度から区としてとりくんでまいりたいと思っているところですが、現在はまだ着手していない状況です。

あとは、その2つ目のご質問で退院……

○熊谷委員 今現在、地域におられる方などについては、この評価というふうなことではどのようなことを中心に取り組まれるのかなというふうなことでございます。

○保健予防課長 そうですね、今、実際に地域で支援を受けていらっしゃる方につきましては、アウトリーチの支援につきましては今、評価方法を協議会のほうでも検討いただいているところですし、ちょっと全体的なその地域で実際に支援を受けられている方の評価方法につきましては今後、検討課題かなというふうに思っております。

○熊谷委員 ありがとうございます。

○村川会長 よろしいですか。

それでは、この関係よろしければ高畑委員さん。じゃ、先に加藤委員さん、どうぞ。

○加藤委員 入院・退院の前に発症時点での、保健所に例えば電話がかかってきた場合に、そのときのアウトリーチというのが非常にその早期発見・早期治療につながるものだと思って

おりまして、保健所に電話があったときに、割合に保健所に来ていただけますかとか、それから、あと、病院に電話があったときも病院に来ていただけますかになるんですが、そこが非常に精神障害の場合に困難な人が一定数いるわけで、そのときにすぐにこちらから家庭訪問をするという、そういうシステムがはっきりどこかでできるといいなと私はいつも願っております。

○村川会長 ありがとうございます。

今、加藤委員さんから発症時点での早期対応といいますか、そういうことについての御意見、御要望ということで受けとめさせていただきますが。

よろしければ、高畑さん、どうぞ。

○高畑委員 新宿区の精神保健福祉連絡協議会は、割に下部組織や何かでかなりよくやっつけらっしゃると思っております。相談のほうの中でも出て、事例検討会で出たりすると思っております。

ただ、今御希望あるようなことについても、今後評価を含めながら今検討中のものも幾つかあると思うので、それをつなげていくということが今後重要な点かなと思っております。

あと、それから、直接ではないですが、先ほどの入院の状況を把握していくということも今後、精神科の実態調査等が把握できる範囲があれば把握していくといいのかなというふうに思っております。ただ、国がそれぞれの判断で開示みたいな文章がついちゃっているのので、うまく全部把握できるかどうかわかりませんが、少し再確認していくということをおまえてやっつけていくといいかなというふうに思っております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、この関係について幾つか御意見も出ておりますので、それを踏まえて評価欄、あるいは協議会意見欄の整理が必要かと思えます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、目標4、地域生活支援拠点の整備という事柄につきまして御質問、御意見をお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ、今井委員さん。

○今井委員 今井です。

地域生活拠点の相談業務が充実されたことで、相談支援事業の利用される利用者の方々がふえたというのは、大変喜ばしいことだと思っております。

ただ、現状といたしまして、区内に相談支援事業が足りないという問題がまだまだ数多く

残っておりますので、ぜひ、地域生活支援拠点の整備も含めて相談支援事業者の拡充を図るだとか、区内の指定管理事業者がもし可能であれば相談事業を行えるような体制の整備など、そういった多岐にわたるような整備を行っていただければと思います。

また、先ほどの精神障害者の地域包括ケアシステムのこともそうなんですけれども、やはり当事者の方々の背景にある家庭の問題というのが非常に大きな地域の問題であるというふうに認識しております。そういった方々に対してのアプローチができるような仕組みというものも、あわせてつくっていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

相談支援の充実といいますか、きめ細かい対応の必要性。今、基幹の相談支援センターのほか拠点3施設もございますが、さらに効果的な対応が求められているかと思いますが。

よろしければ、秋山委員さん、どうでしょうか。何かふだんの生活の中で、聴覚に障害のある方が何かお困りになったときに誰に相談したらよいのかとか、そんなあたり、もし御意見などございましたらお願いいたします。

○秋山委員 聴覚障害者協会の秋山です。

そうですね、特に、やはり高齢の方がふえているという問題があります。もし自分が施設に入った場合、周りの皆さんは聞こえる方がほとんどですよ。手話がわかる方も、とても少ないんだと思います。その中に自分がいることはとても寂しい思いをいたします。やはり高齢になった聴覚障害者が集まれるグループホームみたいなものがあればいいなという意見もいただいています。私もそう思っております。

○村川会長 ありがとうございます。

聴覚障害の方が高齢化している、それからまた、高齢者の中でも聴覚障害を抱える、いろいろな場合があるかと思いますが、また、聴覚障害の方も受け入れられるグループホームという非常に重要な問題提起もいただきましたので、その最後のところはまた次の期にかかわって議論を深めさせていただければと思いますが。

よろしければ、金子委員さん、いかがでしょうか。視覚障害の方、何か日常生活の中でお困りの点、その他があったときなどどうするかといったようなあたりですね。

○金子委員 視覚障害の金子です。

私じゃないんですが、同行援護のいわば利用者さんから私のところに相談があって、一番困ったことは、どこにも相談できないということで、どういうことかなと聞いてみたところ、

いわば同行支援者が高齢になっていると。そこへもってきて利用者も高齢というところで、
せんだって、これは高田馬場とそれから新大久保との間にある、あれは大久保地域スポーツ
センターですか、そこでダンスというところで行ったんですけれども、その方が、いわば線
路伝いの普通は人間としては歩くところじゃないところを歩かされて、そこにガードレール
があって、それでスポーツセンターの看板があった。そこを今度またがされたということで、
当然、結局はけがをしたということで私に相談があったから、それはそこを管理している行
政のほうに直接言っちゃったほうがいいよと。あそこには監視カメラがついているはずだか
らということであれしたんだけど、怖いということがあったので、それで最終的には自分の
子どもに面倒見てもらう形になって事は済んじゃったんですけれども、そういうことで、ち
ょっと支援者並びに利用者の高齢者という狭間において、いわばそういう事故が起きている
ことも事実であるので、こういうものを管理というのかな、するところはどういうところな
んでしょうかと思っ、ちょっとそこを教えていただきたいなと思っております。
以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

今、金子委員さんから出されましたように、同行援護の担い手が高齢化していると。その
中で1つの事例として同行援護のサービスが行われたこと自体は評価されますが、しかし、
危険なところに立ち入って結果的に障害のある方がけがをされてしまったというようなこと
がありましたので、この関係はサービス給付の実施に当たっておられます区のほうで既に捉
えられていたのか、あるいは初めてお聞きになることなのか。

はい、どうぞ。

○障害者福祉課長 すみません、事務局でございます。

今の話は初めて聞く話でございまして、同行援護については事業所単位でお願いしている
ところと、それぞれの視覚障害の方が同行援護をお願いしている場合とございまして、その
支援者の方が高齢化して本来歩けないところを歩いていたという、ちょっとあり得ない話で
すので、御高齢によってその辺の判断が低下されていたのかどうかというところも、ち
ょっと個別の状況を把握しませんと何とも申し上げられないところでございます。

事業所であれば事業所に指導は入るんですけれども、個々の個別の方をお願いをされてい
るということになりますと、ちょっと私どもでお話を伺わないと何ともいうところござ
います。

○村川会長 これは一面プライバシーのような面もありますので、金子委員さんから区のほう

も詳しく聞き取っていただいて、場合によっては御本人からも実情を確かめていただくなり、必要と判断された場合には事業者に対する必要なアドバイス、あるいは指導をしていただくということかと思えます。

よろしく願いいたします。

ほかにかがでしょうか。

きょうは民生委員のお立場から佐藤委員さん、御出席いただいておりますが、この障害者福祉に関連して地域での相談窓口と申しますか、整備されてきておりますが、そうしたところと民生委員さん、あるいは現に障害のある方々から相談が寄せられた場合とか、いろいろおありかと思えますので、よろしければどうぞ。

○佐藤委員 民生委員をさせていただきます佐藤です。

知的障害、精神障害、いろいろ障害を持っている方はたくさんいらっしゃると思いますが、今、各地域にあります高相センターさんがとてもよく面倒見てくださっているのです、昔よりはとても私たちも相談しやすくなったなと思っておりますが、ざっくばらんに言いますと、隠れ精神障害みたいな方がとても多くなりまして、普通に暮らしていらっしゃるの普通の人はわからないと思えますが、匿名で区役所を通して民生委員のほうに個別に電話が来て、自分の名前も住所もおっしゃらないのでどなたかはわからないんですけども、いろいろ話をすると、話をするとちょっと楽になるのかなと思えますけれども、いろいろ話をして、一方的に話をされる方が多くなりましたね。

私たちもちょっと場所とかあれば、そういうのが把握できていないので、その後どうしていいのかわからないので、うまくあちらの方の気持ちを尊重して聞き手になることを心がけているということです。余り刺激しないように心がけております。そういうことは委員全員に通知をいたしております。

そして、それから親子さん、家族さんで住んでいる相当重症な障害を持っている方も、外に出ないで家の中で過ごしているのです、本当にもう行きつくところまで行かないと表に出ないという事例が何例もあります。そういうことは、ちょうど一緒にいる方がいよいよ倒れたり、何か病気になったりして、もう究極の時点までいって初めてわかるという悲惨なことが何件も、私どもの地域だけでもあります。

それから、別に若いときから障害を持っている方じゃないんですけども、今は大変な高齢社会になりまして、ひとり暮らしの方がとても多うございます。余りの高齢、自分の年を考えたりいろいろ考えることがあるんでしょうね。そして、極度の孤独感をお持ちになって、

精神のバランスを欠いて、私どもとか周りの人に乱暴な言葉を吐いたり、人に嫌な言い方をしたり、そういうちょっと神経を病んでいるような方がこのごろ特に多くなっておりまして、私どもが参りましても誰とも話をしないという、きょう一日誰とも話をしていないからあなたが来てくださってよかったわという方も結構多うございまして、余りの不安感や人間を少しづつ疲れさせていくんじゃないかなと思っておりますので、そういう方たちが安心して暮らせるような、グループホームもいわゆる障害、最初から障害を持っている方ではなくて、入りたい方がグループホームに入れるような施設ができたかなとはいつも思っております。

うまく言えませんが、申しわけありません。

○村川会長 ありがとうございます。

民生委員のお立場ということで、いろいろ地域で起きております課題と申しますか問題点と申しますか、対応に御苦労されている様子もありますし、高相センターということで、どちらかというところ介護保険、高齢者関連、障害のある方々も半数近くが高齢期に入っておりますので、そういうところの御協力をいただくということもあるのかなと思っておりますし、地域に設定されております3つのところの役割発揮、それで十分かどうか検討を深めるべき点もあるかと思っております。

春田さん、いかがでしょうか、今までの議論をお聞きになって。

○春田副会長 私はもと、平山さんのところの職員だったんですね。いろんな障害者の人の相談を受けていましたけれども、相変わらず地域との関係は極めてやっぱり困難というか、移行措置もなかなか進まないし、グループホームって簡単に、一番要望の多いところだけれど、障団連の中でもたくさん出る議論ですけども、これを本当に解決できるかというのは、私は正直言って余り楽観的でないですね、はっきり言って。だから、障害者の孤立とかいうのがすごく心配になって、親御さんを見ていると、私もですけども高齢化して、親子でどうなっちゃうのというのはすごく感じます。

だから、そこの辺の施策はどう進めたらいいのかなというのは、はっきり言って非常に頭が痛い課題だと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

今、春田副会長さんからも御指摘がありましたが、グループホームの重要性というのはもう委員の皆様方ですからおわかりであります、現在のグループホームの制度、国の補助基準と申しますか、その給付ということを見ますと、特に障害の重い方々がグループホームで

長く生活が可能なのかどうかということもあります。ただ、もちろんグループホームを否定的に見てもいけないので、できればそれをふやしていくという事柄が場所的にも、また、その担い手、それを進めてくれます法人、事業者の協力を得る必要もありますし、身体障害の方、知的障害の方、精神障害の方、きょうは特に聴覚障害の方にもグループホームは必要だという御指摘などもいただいたわけで、検討を深めていかなければならないと思いますね。

ただ、これは区や東京都も御努力いただく必要がありますが、国の制度として行われているグループホームの率直に言って限界という言い過ぎかもしれませんが、会長という立場でそこまで言うのかという気も自分でもしておりますが、4月以降、次の31年度においては10月に消費税率改定が予定をされておりまして、税率2%アップで一定の財源が確保されるわけではありますが、残念ながらと言っていいかどうか、幼稚園に対しては支援をしようという政府の新しい政策転換もあったようですが、なぜかこの障害者福祉の分野ですね。もともと消費税率改定は年金、医療、介護、主に高齢者関連及び保育を含む子育て支援ということで来たわけではありますが、しかし、福祉ということを深めた場合にはやはりこの障害者福祉の分野に少しというよりも、政府も地域共生社会という大きな看板を掲げられたわけがありますから、ここで遠ぼえのようなことを言ってもいけないんですけども、グループホームがもっとうまく地域でしっかりと確保され、それがうまく進行するためにはいろいろな条件整備ということもあるのかなということではありますが、春田さんから非常に重要な御示唆をいただきましたので、深めてまいりたいと思います。

それでは、目標の5に移らせていただきますが、障害者就労支援施設等から一般就労への移行という事柄につきまして、御質問、御意見をいただければと思います。

よろしければ、西島委員さん、いかがでしょうか。

○西島委員　ハローワーク新宿の西島でございます。

こちらについては、特にこれ自体については意見はございません。ただ、今、御承知のとおり中央省庁の障害者水増し問題、こちらのほうに端を発しまして関係者の皆様に多数の御迷惑をおかけしていると、同じ行政マンとしておわびを申し上げたいと思います。

先日、人事院のほうで754名、4月から障害者の雇用をするという話になっておりますが、まだそれでも不足数4,000人ですね、これには到底及ばない状況になってまいります。こちらのほうも我々も含めて支援をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

国の機関において法定雇用率をしっかりと守って採用業務といたしますか、雇用促進を進めていただければと思いますし、まだ率的には達成されていない部分もあるようでありますので、引き続き採用ということで、区内で希望する方がいらした場合にはぜひお受けになってということもあるかと思いますが。

ほかにかがでしょうか。この関係について御質問、御意見、どちらでも結構であります。

はい、加藤さん、どうぞ。

○加藤委員 1年後の職場定着率が調べられるということは私は大変うれしくて、この実績というものをぜひ見たいと思っております。

ある事業所は、1年後はどうかと聞いてみたら100%だというお返事があって、そうすると、そうでないところはどうかということになって、それが公表されると私たちも選ぶときに大変参考になるんですけれども、そういうことは公表されるのでしょうか。就労率と定着率ですね。

○村川会長 それでは、これは事務局のほうで。いろんな事業所はあるかと思いますが、お願いします。

○障害者福祉課長 事業所のほうで雇用する側の方、会社のほうの定着率というのはなかなか公表はできないかと思います。ただ、我々が就労移行支援をしているところ、それから、今年度から就労定着支援ということで事業所も12事業所が手を挙げていただいておりますので、そうした中で就労移行、就労定着についても実績等をこちらで捉えて、公表をさせていただくところまで御議論をいただくというような形を考えているところでございます。

○村川会長 ありがとうございます。

現段階では、加藤委員さん、そういうことですので、御理解いただければと思います。

区内におきましては、これまで勤労者支援センターの御尽力、御努力もありましたり、もちろん基本的には御本人の努力といたしますか、就労に向けての意欲ということで進んでいただくわけでありますが、これまでもうまく継続されていけばそれはよいことではありますが、途中で中断といたしますかドロップというか、退職を余儀なくされたという事例も時たま聞いておりますので、引き続き定着支援など、いわゆるアフターケアといたしますか、そういったことも大事ななと思われませんが。

それでは、5つ掲げられました目標について一通り議論を進めてまいりましたが、よろし

ければ、片岡先生、何かお気づきの点ございましたらお願いいたします。

○片岡副会長 いろいろ御議論いただいて、そのとおりだと思うところが多いんですけども、計画、それから目標というのはどうしても数字とかパーセンテージとか、そういうものが前面に出てまいります。それこそ80%とか、大いに実現しているところというのは大変評価される場所なんですけれども、質の担保みたいなところがうまくいっているのかなというのがやっぱりちょっと気になったりしております。

児童の場合なんかでも、保育所に訪問支援をしていただいて、回数も大変多くて、登録数20というのは少し少ないかなんていう気もするんですけども、現場では結構発達障害とか大変なお子さんのケアみたいところで一般の保育所が大変御苦労されているというようなことも多いと思うので、その回数もですが、ぜひその質の担保みたいなものがこれ全般に、どこかに書くのはどうかなと思いますけれども、それぞれがかかわる方が努力していただくということなんだとは思いますが、そこがちょっと書き加えられると、書き加えてあるところもあるんですけども、いいなという気がしております。

それから、放課後デイは、重症心身の方を受け入れられる、医療的ケアの必要なそういう方を受け入れられるところが1カ所という意味ですよね。やっぱりこれなんかも地域性が、遠いところへ行けないとかいうこともあると思うのでもう少し、目標をふやすのは難しいのかもしれませんが、もう少しあるといいかなとは実感としては思います。

○村川会長 ありがとうございます。

大変重要な御指摘をいただきました。どうしてもこの計画にかかわる目標の捉えられ方が数値目標の達成、確かにそれも大事なことではありますが、むしろ、そこで展開されておりますサービス、あるいは施設運営等、質的な面についてどうしていくのかという事柄について重要な御指摘をいただきましたので、特に協議会等の意見の欄におきましては少し工夫をさせていただければと思います。

また、もう1点ありました放課後デイサービスにつきましては、当面、区内1カ所ということで進んでいるようでありまして、可能でありましたらこの新宿区内の地理的な状況を考えますと複数箇所、前向きな事業所がございましたら取り組んでいただければ幸いです。

ありがとうございます。

それでは、一通りこの目標の1から5まで、いろいろ御意見をいただきまして、この評価シートとして取りまとめるべき点につきましては、また近日中に私のほうで皆様方の意見を

踏まえて区のほうにお願いをしてまいりたいと思います。先ほど事務局からも説明がありましたが、改めて全体が整いましたら報告をされるということでございますので、何かこれ、課長さんか係長さんか、この関係何かございましたら、よろしいでしょうか。

○障害者福祉課長 貴重な御意見をさまざまいただきまして、ありがとうございます。

これからいただいた意見をどう取り組むかというところで、評価シートは評価シートとして、ただ、具体的な施策については今後も工夫をしながらやっていく必要があるかと思えますので、その都度、御報告をさせていただくということで、今回の会議についても次年度の予算の概要ということで御報告をさせていただきますけれども、実際にその計画に、次期計画を練る際にそこを盛り込むとかいろんなことがございますので、今後、御相談をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○村川会長 ありがとうございます。

この評価管理シートの取りまとめもございます。また、今後に向けて取り組むべき課題、改善すべき事項については、さらに今後の協議会等の場におきましても議論を深めていただければと思います。

それでは、第1の議題につきましてはこのあたりで……

失礼しました。どうぞ、藤巻委員さん。

○藤巻委員 すみません、せっかくまとめられたところを申しわけございません。区民代表の藤巻です。

議題の中の目標4ですね。そこで土日の相談支援、これが大変相談も増加しているということで、きめ細かな対応でとてもすばらしいと思っています。

ただ、単純な質問ですけれども、31年度に入りますと10日間の連休ということがありまして、カレンダーを見ますと土日が2回ほどぶつかっておりますが、祝日についてはこの対応はどうというのは書いてございませんが、4月、5月にかけて土日が2回入るんですけれども、その対応について何らか御検討いただいているのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

どうぞ。10連休などですね。

○障害者福祉課長 10連休の対応については、各事業所さんに10連休どういう対応をされるかということで伺っているところでございます。通所サービスについてはカレンダーどおりと

ということになりますけれども、ショートステイですとかこういった相談業務については職員がきちっとそこで配置されて対応していくということを考えておりますので、御理解のほどお願いします。

○藤巻委員 ありがとうございます。大変ですが、よろしくをお願いします。

○村川会長 ありがとうございます。

入所施設はもう言わずもがな365日動いているわけでありますが、訪問系、通所系、それぞれ事業所の考え方、今、課長さんからカレンダーどおり、確かにこれはスタッフの休暇等の事柄、今、働き方改革というようなことも言われる時代でありますから、踏まえなければならない点もありますし。ただ、10日以上ずっと休み状態ということだと、人によってはちょっと退行と言いは言い過ぎかもしれませんが、ちょっと状態が変化してしまう方も出てくるかと思えます。そのところは各事業所で、よい方向を検討していただければと思います。

それでは、第1の議題につきましては、これで一区切りとさせていただきます、続きまして、2つ目の第2期障害児福祉計画及び第6期障害福祉計画の策定につきまして、それでは、資料説明等をお願いいたします。

どうぞ。

○福祉推進係主事 では、お手元には資料2を御用意ください。

新宿区成年後見制度利用促進基本計画に関して御説明申し上げます。

平成28年の5月になりますけれども、国のほうで成年後見制度利用の促進に関する法律が施行されたことに伴いまして、国のほうで利用促進の基本計画のほうで策定されました。これに基づきまして、5カ年なんですけれども、国・地方・公共団体・関係団体等は各施策について段階的、計画的に取り組むこととされておりまして、区市町村においては国の基本計画を勘案した上で区市町村計画を定めるよう努めるということにされておりまして。

資料2の左上の国の考え方をごらんください。

区市町村の計画において盛り込むべき内容といたしましては、国の基本計画に記載されておりまして地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営等について盛り込むことが望ましいとされておりまして。

策定方法に関しては、単独での策定のほか、高齢者・障害者計画ですとか地域福祉計画等に包含することも可能となっております。

左下の他区の状況の欄をごらんください。

平成30年6月の段階でございますけれども、特別区のうち約半数の12区が高齢者・障害者計画や地域福祉計画に包含して策定もしくは策定予定というふうになってございます。新宿区では、これまでの成年後見制度に関する計画を障害者計画並びに障害福祉計画に組んでおりますことから、国の基本計画に基づきます区市町村計画を次期障害者計画の中に包含いたしまして策定したいと考えてございます。

○村川会長 高齢者。

○福祉推進係主事 失礼しました。高齢者のほうですね。

策定のイメージといたしましては右側の図をごらんください。

現行の障害者計画及び障害福祉計画に成年後見の事項がございます。計画書のページで申し上げますと、122ページから始まります個別施策30の障害者の差別解消・権利擁護の推進の中に文言がございます。

その成年後見の事項を盛り込むとともに、国の基本計画に対応するために現行の障害者計画に中核機関と地域連携ネットワークの設置・運営に関する事項を追加し、成年後見制度利用促進法に基づく区市町村計画として位置づけたいと考えてございます。

なお、今後の推進協への御報告でございますけれども、新宿区成年後見制度事例検討会という弁護士さん、司法書士さん、社会福祉士さんの専門職を構成員とする会議体におきまして、意見聴取を行った上で意見を取りまとめ、結果を踏まえて提示させていただく予定でございます。

御確認のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました次なる計画におきまして、成年後見制度利用促進の基本計画というものをどのようにして進めていくのかということが課題となっております。

この関係について御質問、御意見お出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

きょうは社会福祉協議会の関係の委員の方が御欠席ですので、比較的近い分野の方は少ないですが、春田さん、あるいは今井さん、いかがでしょうか。その団体のメンバーの方からこうした成年後見関連の御質問というのか問い合わせ。

どうぞ、今井さん。

○今井委員 今井です。

成年後見制度の関係の利用促進基本計画について関係各計画に盛り込むということは賛成

なんですけれども、現状といたしまして、成年後見制度の利用が促進されていない一つの要因として、やはり三親等以外の者がなかなか申請ができないということもございまして、御家族の方が成年後見制度自体の理解がなかなか進まない中で、申請をちょっと躊躇してしまい、実際には御自分の財産が不当に扱われてしまっているというようなケースがふえてきているように感じております。

ぜひそういった部分につきましても、日ごろから支援をしている方々がうまく成年後見制度につなげるような仕組みづくりについても、成年後見制度利用促進委員会の中で御審議いただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

地域にはいろいろな課題がございますので、この成年後見制度をうまく活用できるような、そもそも制度が残念ながら十分知られていないという面も一面あるかと思えます。また、制度手続がおわかりいただいたとしても、費用の事柄、手続の進め方の事柄などなどありますので、やはりこれも当事者参加といいますか、全て御本人が出られるかどうかというのは微妙な場合もありますので、少なくとも団体関係の方々などの出席を求めて、これは当事者のためにやっていく事柄ですので、制度がうまく活用されていないからという、はっきり言えば国といいますか、法務省の敗者復活戦みたいな感じではどうしようもありませんので、もっと積極的によい意味でこの制度が活用されるように進めていただければというふうな気もいたしておりますが。

○春田副会長 ちょっと今井さんの補足でいいですか。

○村川会長 どうぞ。

○春田副会長 この後見制度、私は母親の後見人をやったんですね。それ、裁判所が認定しなきゃいけないんですけども、弁護士さんとか税理士さんとかそっちの侍さんたちが非常にあくどい人たちが多くて、財産を乗っ取られたとかいう事案が多いんですよ。それで、今、見直しをかけているところですね。それで、なるべく身内の人に、親兄弟とかがやるのが望ましいというふうに動きが変わっているんです。ですから、それにちょっと期待したいと思います。えらい人が必ずしもいいことをするとは限らないということで、非常に問題が多いようです。

○加藤委員 すみません、よろしいですか。

○村川会長 加藤さん。

○加藤委員 国も家族をという話が出ていたことは確かなんですけれども、家族といっても親切な家族ばかりではなくて、非常に使い込みが多いことも事実ですから、私は例えば社協のようなところがその団体として受ける。責任は団体にある。その中の人で要請をして後見人なり保佐人なりの要請をしていくという形でやっていただけないものかと、私は思っております。

とりあえず新宿区の方とか精神障害者の親が心配して相談に来たときは、社協にまずは相談しなさいと、そこからの紹介ならばまだましなのではないかという言い方を、申しわけありません、しておりますが、おっしゃるように、弁護士、税理士はとて高くて頼めない、月々の費用がですね。

ですから、どうぞ社協のほうで、ちょっと新宿区は国に先駆けてでも考えていただければと私は強く願っております。

○障害者福祉課長 ただいまいろいろ御意見をいただきました。

親族後見につきましても、近ごろはちょっとやっぱり裁判所のほうもかなり慎重になっているということで、なかなか審判がおりないというようなお話も伺っております。

新宿区の社会福祉協議会ですけれども、今年度から法人後見ということで後見制度を始めておりますので、社協のほうにも御相談をいただければという中で、親族後見、それから、専門職の後見というところで、専門職の後見はやっぱりそういった意味では費用がかかるということでなかなか進まない状況がございます。その辺のところを親族後見が進むにしても親族後見を支えるような形での中核機関というようなところで、今年度というか、次期計画の中にその中核機関のあり方みたいなものも設けながら考えていく必要があるのかなというふうに感じているところでございますので、その辺はまたちょっと次期計画の策定の中で御議論させていただければと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

法人後見という位置づけもあるということでありますので、これも後日また社協のほうでおつくりのその内容を、また御説明いただければと思いますが。

よろしければ、佐藤委員さんからお手が挙がっております。どうぞ。

○佐藤委員 つい先ほどのことですが、成年後見制度を利用させていただいたお年寄りの女性の方にちょっとかかわったもんですから、ちょっと言わせていただきますと、お身内さんがちょっと少ないし遠いし、お身内さんも後見人を引き受けることはちょっと無理ということで、感情的なこともありまして、区を通して区長さんから申請していただいて後見人さんを

選んでいただいたんですけれども、とてもいい方だと思いますけれども、後見人さんの手に移っちゃったらもう私たち友達とか周りの民生委員、私も長年その方とおつき合いしていたもんですから、今ホームに入っておりますけれども、定期的にちょっと様子を見には伺っておりますけれども、何か余りにも事務的なことばかりやっていて、本当にその方のためにはあれはよかったのかどうかという、とても私なんかはじくじたるものがございまして、何かその後見人さんと本人さんとの間にクッションになるような制度があったらいいんじゃないかなと思います。

おうちも全部整理して行かれたんですけれども、その後、それがどうなっているのか、行ったホーム先にも私たちが聞いたようなこととはちょっと違うようなところがありまして、もうちょっと何とかならないかということで悩んでおりますところですので、何かそういう、本当にもうちょっと血の通ったような制度といいますか、あの人たちが面倒見てくれるようなところが連絡とれるようになればいいと思っております。

ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。

佐藤委員さんから今具体的なといいますか、地域で起きましたこの成年後見にかかわる事例にかかわって話題提供いただきました。

この成年後見制度は、御承知かと思いますが、民法改正によりまして2000年4月から実施に移されましたので、ちょうどことしの4月からは20年目の実施に入るわけですね。当時、私も若干関与しておりましたが、国際的にはイギリスとかドイツとかいろんな国がやっておりましたが、かなりドイツのやり方などを参考に日本の制度ができ、制度がないよりはよかったんでありますが、どちらかというとな財産管理の事柄に重点が置かれて、資産のある方、家、土地、資金的な事柄ですね、それを御本人の利益のために守るということとしてはよいわけですが、その少ないという立場の方にとってはどうなのかなということや、イギリスその他の国でやっております身上監護といいますか、その御本人のための利益を擁護するということで、なかなかこの後見人という方が、今、佐藤さんからの話にもありましたように全てがうまくいっているとは限らない。悪徳弁護士がこの制度を利用して2,000万円近くせしめてしまったとか、初回手続で40万円ぐらいかかったり、その後月々の費用負担とか、もちろん立派な弁護士さんも多いわけですが、また、御親族の場合にも親族の人間関係その他のいきさつもありまして、御本人のためにうまく機能できるかどうか、そういうことで法人後見の位置づけも登場してきたかと思えます。

あと、制度としてはどちらかというと低所得の方のために市町村長申し立て事業ということがありまして、これは地元でいえば区長申し立て事業ですね。今から10年ほど前に埼玉県の富士見市のほうで悪質なりフォーム業者にだまされて、認知症の御兄弟がそこをつけ込まれて、不必要な工事で3,000万円ぐらいですか、それが相次いで行われて、最終的に土地建物がその業者によって奪い取られる。

それが警察その他に察知されまして、地元で市長申し立て事業に移行して何とか食い止められたという話も聞きましたが、これはずばり言って社会福祉協議会だけに全て任せられるということではなくて、やはり区の法令的には区長さんといいますか、区長は行政の責任もありますので、そこも十分踏まえてこの準備を進めていただき、また、区内で起きているいろいろな事例が佐藤委員さんからも話題提供ございましたような形であるわけですので、ぜひよい方向で進んでいただければと思います。

この関係については、ここで一区切りとさせていただきます、もう1点、来年度、平成31年度におきまして障害者生活実態調査が予定をされておりますので、その関係の説明をお願いいたします。

○福祉推進係主事 では、ちょっと時間、押しておりますので、雑駁に御説明させていただきますが、お手元には資料3、4を御用意いただければと思います。まず、実態調査の概要でございますけれども、資料3、目的ということで、次期計画に関する調査でございます。調査規模に関しましては、前回とほぼ同様のところを考慮でございますけれども、発送数は前回よりも200件ほど多いところを予定してございます。

調査票の中身に関しましては、調査対象の枠をごらんいただければと思いますが、黒い星印でつけた項目は新たに調査を追加拡充予定の項目でございます。まず、在宅の方向けのもので、こちら、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための課題を探るために、障害福祉サービスと介護保険サービスの併給者向けの質問項目を新たに追加予定でございます。それから、先ほど資料2で御説明しましたとおり、新宿区成年後見利用計画の策定に合わせまして、高齢者の保健と福祉に関する調査と足並みをそろえる形で調査項目を拡充してまいります。それから、児童発達支援の充足感を尋ねる質問項目は、18歳未満の方向けに新たに追加を予定してございます。他方、調査量が、質問量が過多になり過ぎないように、来年度の専門部会におきまして質問項目の加除加筆に関してはお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

裏面に移りまして、調査期間に関しましては11月から12月にかけての1カ月間を予定して

ございますが、前後する可能性はございます。代筆・代読等の記入支援に関しましては、28年度と同様に新宿区役所、障害者福祉センター等で期間中ずっと実施するのと、手話通訳者を配置した聴覚障害者に配慮した記入支援の回も、本庁舎並びに社会福祉協議会の交流コーナーで日時を決めて実施してまいりたいと思います。

別紙につけましたA3の資料は、28年度の調査概要のものになってございますので、お目通しいただければと思います。

続きまして、資料4をごらんいただければと思います。こちらは年間のスケジュール案になってございますが、まず、障害者実態調査に関しましては、ごらんのとおり調査項目の検討から調査票の発送・回収、それから、集計・分析から、2月の下旬に速報の確定から、3月下旬に冊子の発行という形で進めてまいります。

それから、1段飛ばしまして推進協議会並びに専門部会におきましては、ごらんのとおりのスケジュール感で、全体会を年3回と専門部会4回程度を予定してございます。

口頭で申しわけございませんが、直近のスケジュールに関しましては、会長とスケジュールのほうを決めさせていただきまして、第1回の専門部会に関しましては5月15日の水曜日、14時から予定してございます。皆様お集まりいただきます全体会に関しましては、7月25日の木曜日、9時30分から予定してございます。こちらに関しては改めて書面で御報告申し上げますが、とりあえず予告のアナウンスということでさせていただければと思います。

それから、1つ飛ばしましたその他協議事項といたしましては、実態調査のほかにごらんのような項目を皆様に御審議いただく予定になってございます。

一番下、自立支援協議会に関しましては、年間のスケジュール、年3回の協議会を予定してございまして、こちら参考でつけさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

31年度に行われます障害者生活実態調査（案）ということで、詳細は4月以降、次の年度の中で専門部会で深めつつ、また、この全体の協議会としても御意見などをお出しいただくわけでありますが、差し当たり、現段階で何かお気づきの点とございますか、質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ、熊谷さん。

○熊谷委員 中部総合精神保健福祉センターの熊谷でございます。

このような実態を把握して次の計画の準備をする、大変すばらしいことだと思うんですが、ちょっと数字の確認なんですね。精神障害者の方が母数2,800となっているんですけども、きょう閲覧用の障害者計画の冊子を拝見しますと、平成28年度ですが自立支援医療の利用者が4,249人で、手帳の所持者が1,633人というふうなことなので、ちょっとこれ数字を御確認いただければなと思います。前回のこのA3のほうを拝見しますと、精神障害者については3,420人というふうなことなので、かなり減ったのかなというのがちょっと意外に思ったのが1つでございます。

もう一つよろしいでしょうか。

この精神障害者につきましては在宅となっているんですが、先ほどの地域包括ケアシステム構築のところで退院支援の状況のことを把握していくというふうなことが高畑委員からの御質問がある中で、入院中の方の状況の把握などはどうされるのかなという、それが2番目の質問です。

○村川会長 それでは、調査対象等の質問がありましたので、どうぞ。事務局からお願いします。

○福祉推進係主事 まず、1点目の精神障害者の方の人数に関してなんですけれども、こちらは、ごめんなさい。誤植かと思われまして、現段階で各担当部局と調整して数を聞いてきたところなんですけれども、申しわけございません、数を誤っておったかと思えます。申しわけございませんでした。

○村川会長 人数を精査していただくという面と、それから、この資料3の調査規模、調査の種類在宅など、脇に障害種別ごと層別抽出というふうな表記もありますので、どういうふうに抽出をされるのか、また後日の専門部会、あるいは協議会の中で詳しく進めていただければと思います。

ほかにございますか。

これは、全体としてはこれまでもおおむね3年ごとに行われておると思うんですが、残念ながら回収率が低いというのか、余り高いとは言えない状況があるので、そこをどう克服していくか、あるいは、その2006年実施の障害者自立支援法以来の経過の中で、在宅では身体障害者、知的障害者、精神障害者の方について、かなり共通する質問項目も多いわけですが、きょうの協議会の中でも視覚障害の方、あるいは聴覚障害の方からも具体的な問題発生、あるいは課題も指摘されておりますので、あるいはまた精神障害の関係についてのお話もございましたので、どこまできめ細かく進められるか。施設入所者、それから、18歳未

満の子どもについては悉皆ということで全員が予定をされておりますので、特に、この在宅のあたりですね。きょうはこれ以上深めることは難しいと思いますが、適切な方法といいですか、質問項目なども、これはどうしても詳しく聞きたいという専門的な観点もあるんですが、余り細かくなり過ぎて項目が多くなると、今度は回答する立場ということも考えていかなければなりませんので、四、五十分か1時間以内でおさまるぐらいの質問というような、実地的なことも考えながら進めていただければ幸いです。

よろしいでしょうか。

それでは、とりあえず一区切りとさせていただきます。

本日本日予定されました基本的な議題2点は終了したわけでありましたが、その他報告事項として、今年度より実施の新サービスの実績等、行政からの説明がございますので、順次、お願いいたします。

○福祉推進係主事 では、お手元には資料5を御用意いただければと思います。

こちら、速報値という形で出させていただいておりますけれども、またこちらの確定版に関しましては次回協議会の場におきまして皆様に報告させていただければと思いますが、その点お断りさせていただきます。

平成30年度より開始した各新サービスの実績一覧でございますけれども、まず、題目の1、障害児支援及び障害福祉サービスの実績ということで、今年度より新たに開始しました3つのサービスに関して現段階での数値を申し上げます。こちら、居宅訪問型児童発達支援に関しましては、区内に事業所がないためにこちらはゼロとなっております。それから、就労定着支援に関しては、こちら先ほど事務局から申し上げましたとおり、事業所は12所で、月の利用は19人となっております。自立生活援助に関しては、今区内で1カ所の事業所がございます、こちらは年7人の利用になってございます。

それから、題目の2番でマル障の実績ですけれども、こちらはことしの1月1日に新しく精神障害1級の方にまで手当が拡大されたところでございますけれども、こちら保持者対象としましては131人が全数でございます、そのうちの申請者が35人となっております。

それから、題目の3番、新・高額障害福祉サービス等給付費でございますけれども、こちらは対象22人に対しまして全22人から申請をいただきまして、給付額は91万820円となっております。

雑駁ですが、以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

加藤さん、どうぞ。

○加藤委員 マル障ですが、すみません、知的とか身体は何%ぐらいが受けているんでしょうか。35人というのはひどく少ない感じがいたします。

○障害者福祉課長 マル障でございますけれども、これは都の医療助成の制度でございます、東京都のほうから個別に手帳を持っていらっしゃる方に通知を差し上げて、申請をさせていただいているということで、区のほうとしては経由事務ということになりますので、実際に申請があった数をこちらで載せさせていただいているところでございます。

広報等にも掲載はして、周知に努めているところでございます。

ただ、知的と、あと身体につきましては、それぞれまた複雑な医療の助成の制度がございます、マル障だけではなくてということなので、申しわけございません。ちょっとそこは把握しておりません。

○村川会長 よろしいでしょうか。

今年度30年度、手続をとられた方がこういった人数ということで、ちょっと類型的なこととか、今課長さんからありました障害の種類、内容によっていろいろ手続上のことがあるようでありますので、改めて、きょうの資料としては平成31年1月末現在であります、31年度として、また、類型的なものはどうなっているのか、ちょっとわからない点もありますので、後日の会議の場で御提示いただければと思います。

それでは、よろしければ、報告の2点目としまして、来年度の障害保健福祉関係部署新規・拡充事業の概要の説明をお願いいたします。

○福祉推進係主事 では、お手元には資料6-1と書かれました横のホチキスどめをしたものを御用意いただければと思います。

まず初めに、障害福祉課の事業に関しまして簡単に御説明申し上げますと、まず、題目の1番から順番に、障害者グループホームの設置促進に関しまして、こちらは新規事業ということで始めてまいります。事業内容といたしましては、障害者グループホーム等整備事業者の選定ということで、こちらは障害者の地域での生活を支援するための民設民営方式によります整備事業者の選定するための予算を計上してございます。こちら、障害福祉計画等で掲げております目標の2番と関連するところでございますけれども、こちら計上させていただいてございます。

それから、2番で障害を理由とする差別の解消の推進ということで、こちらは拡充とさせていただきますけれども、まず、上の段で、こちらは障害者差別解消の推進という

ころでは、一番右側の枠の中に黒い丸が3つございますけれども、3つ目の黒丸でバリアフリーマップの刷新というところがございます。こちらは、東京2020競技大会を見据えまして今、区のほうで運営しておりますバリアフリーマップなんですけれども、こちらは既存としましてはパソコンの環境でしか閲覧いただくことができませんので、こちらをスマートフォンに対応したものにかえるというところが主でございます。そのほか、ルート検索等の機能を拡充しまして、閲覧者の利便性を向上してまいります。

それから、下段に移りまして、障害者地域生活支援事業といたしましては、黒丸の一番上、新宿区内の障害者福祉施設共同バザール、こちらは昨年も好評でございましたので、また開催をしております。期間に関しましては、12月3日から9日と書いてございますけれども、日にち確定いたしまして、こちらは12月4日の水曜日と5日の木曜日を予定してございます。

それから、一番下の黒い丸ですけれども、障害者理解啓発映像の放映ということで新規事業となつてございますが、今年度、新たに大型ビジョン等で放映するための障害者理解啓発の映像を作成いたしましたので、こちらを区内のアルタビジョンですとかユニカビジョン、フラッグスビジョンといった大型ビジョンで放映をするほか、新宿区本庁舎にありますデジタルサイネージ、それから、区のホームページ等で放映をしております予定でございます。

1枚めくりまして裏面に移りますけれども、こちらは区内の障害者福祉施設の機能の拡充ということで、来年度は、あゆみの家におきまして設備整備の工事を予定してございます。

その他、新規・拡充事業といたしましてはごらんとおりでございますけれども、例えば障害者差別解消の推進というところでは、サービス介助基礎検定の講習会を実施したりですとか、パラリンピック機運醸成のための講演会を実施する予定でございます。

それから、一番下段になります题目的4番、飛びますけれども、障害者自立支援ネットワークの中では、先ほども御報告させていただきましたけれども、医療的ケア児支援関係機関連絡会を今年度新たにまた年4回開催する予定でございます。こちらは先ほどの障害者計画、目標の1番と関連するところでございますが、御報告させていただきます。

資料6-2に関しましては、両面で6ページほどにわたっておりますけれども、こちらは参考でつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

多岐にわたっておりますが、新規の事業、拡充された事業サービスでございますので、この関係、もしかすると御質問もあるかと思いますが、直接障害者福祉課さんにこの会議終了後

でも結構でありますので、お問い合わせいただければ幸いです。

よろしく願いいたします。

あと、もう1点、サービス利用ガイド等につきまして、お手元にもあるかと思いますが、それじゃ、説明をどうぞ。

○福祉推進係主事 では、引き続きまして、サービス利用ガイド等に関して御報告申し上げます。

お手元の配付資料の順番に申し上げますと、まず一番初めに置いてございますのが、障害者福祉の手引でございますが、こちらはほぼ毎年改定をいたしまして、新宿区内の障害者やその御家族に大変身近な手引ということで、広く支援施策を御紹介している冊子でございます。ほかの2冊で御紹介しているような利用方法ですとか施設情報も入っておりますけれども、より詳しい情報を御提供するために機能分化した冊子となっております。

それから、少し薄目の冊子ということで、サービス利用ガイドに関しましては一応障害者総合支援法に基づきます障害のある方へのサービスの利用の仕方ですとか、その説明に特化したガイドブックとなっております。大変イラストを豊富に使っております、当事者の方にも手にとってもらいやすいような、また理解の手助けになるような冊子となっております。こちらは初版が28年度に作成いたしまして、第2版となっております。

それから、最後に社会支援マップですけれども、こちらは第4版となっております。施設情報の紹介になってございます。こちらは、障害種別ごとに色分けをして見やすい工夫をしております、大変好評で第4版作成へと至りました。

以上、3冊の御紹介でございました。以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

それぞれ新しい内容で用意をされておりますので、活用などよろしく願いいたします。

あと、事務局のほうから何か連絡事項ございますか。

はい、どうぞ。

○障害者福祉課長 先ほどスケジュールのところちょっと御報告させていただきましたけれども、次回の会議でございます。専門部会のほうを5月15日、14時から開催させていただきます。協議会のほうは、本会議は7月25日の9時半ということで、こちらはまた改めて御通知を差し上げるということでございます。

○村川会長 この場でなんです、私は言ったつもりなんですけれども、木曜日午後は大学の会議があるので不都合と申し上げ、午前中ならよいと言ったはずなんです、恐縮ですがもう一

回調整をお願いいたします。

○障害者福祉課長 失礼しました。

すみません、5月15日は水曜日ですね。申しわけございません。

○村川会長 大変失礼いたしました。5月15日水曜日でございますね。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議事、一通り終わったわけではありますが、きょうは行政側の委員の方々も大勢出席いただいておりますが、よろしければ福祉部長さんから、中澤委員さんから何かまとめのお話をいただければと思います。どうぞ。

○中澤委員 きょうもいろいろ御意見を賜りまして、ありがとうございます。

私も3年間福祉部長をやらせていただいて、障害者福祉のいろいろな課題というのは当初からいろいろ多岐にわたっているというふうに思っておりました。担当のほうとこの3年間いろいろ取り組みをさせていただいて、特に私はグループホームの整備というのは、やっぱりこれから一番大切なことだろうというふうに思っておきまして、いろいろと工夫に工夫を重ね、職員ともいろいろ論議を重ねてきたところでございますが、正直言って、具体的なものとして成果を出すというようなところまでには今の時点では至っておりませんが、私どもも相当の問題意識を持ってそういったことには取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そういった課題も含めて、きょう御議論いただいたようにそれぞれの施策においては課題がまだまだある中でございますが、できるだけ見通しが持てるぐらいまで一生懸命事務局としても取り組みたいというふうに思っております。

そうした意味で、きょう行政側のほうもいろいろ部長など出席をいただいているところでございますが、できるだけ横串を刺しながら庁内連携をとって大きな課題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも皆様の御協力、お願いできればと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

○村川会長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて閉会とさせていただきます。

長時間ありがとうございました。

午前11時45分閉会